

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の概要

1 背景

電気通信は、我が国の基幹的な社会インフラであり、電気通信事故は、国民の社会生活や経済活動に多大な支障を及ぼすものであるため、その防止は喫緊の課題である。

近年におけるネットワークやサービスの多様化・高度化の進展に伴い、事故の原因や内容等が多様化・複雑化している。事故の防止のためには、このような事故を巡る環境変化を踏まえた上で、再発防止に向けた対策等について検討する必要がある。

このため、総務省では、平成 25 年 4 月から「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」を開催し、同年 10 月に報告書を取りまとめた。

本報告書を踏まえ、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために、利用者への影響が大きい回線非設置事業者についても、回線設置事業者と同様の事故防止の規律を導入すること等を内容とする電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の改正を行ったところである。（平成 26 年 6 月 11 日公布。平成 27 年 4 月 1 日施行予定。）

本件は、この改正等を受けて、回線非設置事業者が提供する電気通信役務のうち、利用者への影響が大きい電気通信役務の基準や、指定を受けた事業者に係る技術基準等について関係省令の規定を整備するため、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）、電気通信主任技術者規則（昭和 60 年郵政省令第 27 号）、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）及び電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の各一部を改正するものである。

2 改正の概要

（1）電気通信事業法施行規則の一部改正

ア 回線非設置事業者が提供する電気通信役務のうち、利用者への影響の大きい電気通信役務の基準に係る規定の整備（第 27 条の 2 の 2 関係）

- ・利用者への影響の大きい電気通信役務の基準として、「有料かつ利用者が 100 万以上」であることと規定。
- ・上記基準を満たす電気通信役務を提供する回線非設置事業者を、回線設置事業者と同様の設備管理を行うべき電気通信事業者として、告示により指定。（指定の解除も告示で実施。）

イ アにより指定を受けた電気通信事業者（以下「指定事業者」という。）の「電気通信設備の概要」に係る届出を規定（第9条関係）

- ・アの指定により技術基準の対象となる設備の「電気通信設備の概要」の届出に係る規定を整備。

ウ 指定事業者の「事業用電気通信設備の自己確認届出書」の提出書類を規定（第27条の5関係）

- ・アの指定により技術基準の対象となる設備の自己確認届出書に添付する書類に係る規定を整備。

エ 管理規程[※]の実効性確保（第29条関係）

- ・管理規程に、組織の全体的かつ部門横断的な「設備管理の方針・体制・方法」に関する記載事項を規定。

※管理規程：設備の点検・検査方法や事故時の復旧手順等、設備の運用に関する取組の作成・届出を義務づけているもの。

オ 電気通信設備統括管理者の導入（第29条の2及び第29条の3関係）

- ・事業用電気通信設備の管理の方針、体制及び方法に関する事項の統括管理を行う「電気通信設備統括管理者」の仕組みを導入。選任要件、選任義務及び選解任の届出義務を規定。

（2）電気通信主任技術者規則の一部改正

ア 電気通信主任技術者の選任不要要件（第3条の2関係）

- ・次の場合に電気通信主任技術者の選任を免除することを規定。

- ①無線LANの基地局（アクセスポイント）のみを設置する電気通信事業者について、都道府県ごとの電気通信主任技術者の選任義務を免除すること
- ②他の電気通信事業者の電気通信設備を利用しており、当該電気通信事業者が電気通信主任技術者を選任していること

イ 電気通信主任技術者の職務範囲及び講習の受講頻度（第3条及び第43条の3関係）

- ・電気通信主任技術者の職務範囲及び電気通信主任技術者が受講する講習の受講頻度に係る規定の整備を行う。

（3）事業用電気通信設備規則の一部改正

利用者への影響の大きい回線非設置事業者に係る技術基準の整備

- ・ 指定事業者に対し、回線設置事業者と同様の技術基準※が適用されるよう規定を整備。(事業用電気通信設備規則関係)

※電気通信回線設備のみに関する規定は除く。

(4) 電気通信事業報告規則の一部改正

ア 指定される可能性のある事業者を把握するための利用者数報告義務を規定(第2条関係)

- ・ 利用者が80万以上かつ有料の電気通信役務を提供する事業者に対し、年度ごとの利用者数の報告義務を規定。

イ 設備容量の確保状況の報告義務を規定(第7条の6関係)

- ・ (1)のエにより、管理規程に記載すべき事項の一つとして、「通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保に関する事」を規定。これに基づき、管理規程を作成している事業者であって半期の初日と末日において3万以上の利用者を有する事業者に対して、設備容量の確保状況について半期ごとの報告義務を規定。

3 施行期日

平成27年4月1日。